

適用要件

下記(ア)または(イ)に該当する世帯であり、①～④の条件を満たす方が対象です。

- (ア) 満65歳以上の高齢者世帯、母子および父子世帯など
- (イ) 世帯主が重度身体(2級以上)・心身(A判定)・精神(1級)障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
- ④世帯の収入額が限度額以内である。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 89万円
- ・65歳夫婦世帯 // 138万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金などの収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送りなども収入に含め計算されます。

※適用例以外については、お問い合わせください。

低所得世帯に対する水道料金・下水道使用料軽減申請のお知らせ

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があったものを対象とし、基本料金の2分の1の額について軽減します。

【決定方法】

申請書を受理後、内容を審査のうえ、承認・不承認通知書により本人に通知します。

【軽減開始時期】

軽減の申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

【受付開始】 7月5日(月)

【手続き(申請)方法】

次のものを持参し、各申請場所にて手続きを行ってください。

・印鑑

・年金支払通知書

・給与証明書

・預貯金通帳(前年の1月から現在までの収入状況および履歴が分かるものすべて)

・障がい理由とする申請の場合には障害者手帳

【申請場所】

環境水道課業務係、落部支所、熊石総合支所地域振興課

【問い合わせ先】

環境水道課業務係
☎0137-63-2020

「がんサロン(茶話会)」のお知らせ

【日時】 7月15日(木)

午後1時30分～2時30分

【場所】 シルバープラザ

【内容】 「交流会」

(参加費100円)

※申込不要

【共催】 八雲町、八雲総合病院、八雲保健所

【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係

(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

八雲総合病院医療連携課
☎0137-63-2185

八雲保健所企画総務課企画係
☎0137-63-2168

八雲総合病院からお知らせ

給食における好き嫌いの対応を一部中止させていただきます



八雲総合病院では、入院患者に対して、安心して安全な食事が提供できるよう、鮮度・品質・衛生管理を徹底し、病態に添った食事を提供しています。

最近、さまざまな食物アレルギーをお持ちの患者が多く入院されるようになり、中には、一人で複数の食物アレルギーをお持ちの方も増加し、対応を適切に行うことが難しい状況になってきました。

このような状況から、アレルギー患者の安全を重視するため、今まで対応をしていました一般患者の「好き嫌い」への対応については、6月から「魚・肉・カレーライス・麺・丼物等」のみの対応とさせていただきます。

サービス低下に繋がるとのご指摘を受けることになるかもしれませんが、食物アレルギーをお持ちの患者には、適切に対応しないと命に関わる重くなケースもあることから、優先し対応させていただきます。ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

【問い合わせ先】 八雲総合病院 ☎0137-63-2185